

## 第 18 回米中合同商業貿易委員会 (JCCT) に関する米側発表

2007 年 12 月 11 日  
JETRO NY 澤井、中山

本日、北京において、第 18 回米中合同商業貿易委員会 (JCCT)<sup>1</sup> が開催され、米国側からはシュワブ USTR 代表、グティエレス商務長官に加え、昨年同様、農務長官が出席、中国側からは呉儀副首相が出席した。

米政府が発表した同会合の成果 (JCCT OUTCOMES)<sup>2</sup> によれば、今般の会合では、知的財産、製品安全性、市場アクセス、観光、投資環境整備等が取り上げられているところ。知財問題に関しては、冒頭に触れつつ、①中国の知財保護の改善に関する現状報告、②水際における米中税関当局間の情報交換、③会社名、商号の悪用に対するエンフォースメントの強化が明記されている (後掲)。ただ、USTR は上記成果文書を公表するのみであり、商務省も観光促進に関する合意<sup>3</sup> をプレス発表するにとどまり、今般の JCCT に関する成果として、知的財産に関する成果をアピールするものはない。

米国内報道においても、AP 通信 (New York Times 紙等配信) をはじめとして、知的財産権保護に係る協議は進められているものの、呉儀副首相が知財問題に関する米国の WTO 提訴に抗議したと紹介するなど、中国側の感情的な対応に焦点を当て、議論の膠着ぶりを報じているところ<sup>4</sup>。また、米商工会議所、全米製造業者協会、知財関連団体からも JCCT 会合に関する評価は今のところ発表されていない。

他方、新華社通信 (英語版) は、前回の JCCT 会合以降の中国の知的財産保護に向けた取り組みの詳細を、紙面を割いて個別具体的に上げている<sup>5</sup>。

米側発表によれば、知的財産に関する今般の会合の成果 (JCCT OUTCOMES) は以下の通り。

- ・ 中国は、06 年 4 月の JCCT 会合以降の中国における知的財産権保護の改善状況を報告。特に、WIPO インターネット条約への加盟、正規のソフトウェアが事前イ

<sup>1</sup> 米中間の通商問題を議論する年 1 回開催の閣僚級会合。米国側は通商問題の特定・解決並びに通商機会の拡大の場として利用。1983 年に設置され 2004 年から閣僚級に格上げされている。

<sup>2</sup> [http://www.ustr.gov/assets/Document\\_Library/Fact\\_Sheets/2007/asset\\_upload\\_file239\\_13686.pdf](http://www.ustr.gov/assets/Document_Library/Fact_Sheets/2007/asset_upload_file239_13686.pdf)

<sup>3</sup> [http://www.commerce.gov/NewsRoom/PressReleases\\_FactSheets/PROD01\\_004918](http://www.commerce.gov/NewsRoom/PressReleases_FactSheets/PROD01_004918)

<sup>4</sup> <http://www.nytimes.com/aponline/business/AP-China-US-Trade.html>

<http://www.forbes.com/afxnews/limited/feeds/afx/2007/12/10/afx4424628.html>

<http://ap.google.com/article/ALeqM5gCXkSkTzNZ30X58qutDPInAtXgJAD8TF2DVG0>

[http://www.nytimes.com/reuters/news/news-china-usa.html?\\_r=1&oref=slogin](http://www.nytimes.com/reuters/news/news-china-usa.html?_r=1&oref=slogin) 等参照

<sup>5</sup> [http://news.xinhuanet.com/english/2007-12/11/content\\_7230175.htm](http://news.xinhuanet.com/english/2007-12/11/content_7230175.htm)

ンストールされていない製品の取締り、テキストブックや教材の模倣に対するエンフォースメント、連邦捜査局(FBI)と中国当局との共同による強制捜査を含むもの。

- ・ 模倣品輸出企業に対する中国の法執行(エンフォースメント)のリソースを集中するために、中国と米国は税関における模倣品の差押えに関する情報交換に合意した。なお、米国税関(CBP)における06年の模倣品差押えの81%は中国からのもの。
- ・ 中国は、中国企業が米国の商標及び商号を権限なく登録するなど、企業名の悪用に対する法執行(エンフォースメント)を強化することに合意。両国はこうした企業名の悪用に対するケースバイケースの協力にも合意した。

(了)